障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会　令和 8 年 11 月17 日（火曜日）
14:50～16:50
大阪府　基本回答（当日よみあげ回答）

（要望項目）

53. 大阪府の障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の相談が、相談者の事情に応じてオンラインでも行えるようにしてください。

（回答）

○府の広域支援相談員への相談については、面接や電話、メール、FAX で対応をしております。面接につきましては、府庁へお越しいただく他、相談者の障がい特性や健康状態、その他の事情により来庁が難しい場合は、申出により訪問やオンラインによる対応も可能です。今後も、相談者の状況に応じて適切な相談方法を選択できるよう柔軟な対応に努めてまいります。

○また、市町村の相談窓口での対応方法につきましても、府としましては、障がいのある方が相談しやすい環境の整備が重要であると考えております。

○このため、市町村に対しても、相談者の事情を踏まえ、オンラインによる相談対応を含めた相談体制の充実について働きかけてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課

（要望項目）

55. 低所得者の介護保険料が免除されること。または、住民税非課税世帯の介護保険サービスの利用料が無償になるよう国に働きかけてください。

（回答）

○介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えることを基本理念としており、低所得の方にも一定の負担をお願いしているところです。介護保険の利用料は、サービスを利用する方と利用しない方の公平を保つため、サービスを利用する方にご負担をお願いするものです。

○また、低所得者の利用料の負担を軽減するために、所得に応じた利用者負担額に上限が設けられるなど、一定の配慮がされております。

○介護保険は、介護を社会全体で支えるために、国において創設された制度であることから、保険料の負担の考え方や利用料の軽減についても、国において必要な措置が講じられるべきものと考えており、今後も低所得者が必要なサービスを利用できるよう、必要に応じ国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　高齢介護室　介護支援課

（要望項目）

56. 介護保険における「応益負担原則」を、早急に「応能負担」に改めるよう、国にねばりづよく働きかけてください。障害福祉サービスを利用してきた障害者が 65 歳になって介護保険に移行したために、これまで経験したことのない負担が課せられることのないよう、大阪府として負担軽減措置を講じてください。

（回答）

○介護保険におけるサービス利用料は、所得の状況に応じて費用の１割～３割を利用者が

負担することとなっております。さらに、利用者負担が高額とならないよう、所得の状況に応じて負担限度額が設けられています。

○大阪府では、国通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成 12 年５月１日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知）にもとづき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスを利用していた方への負担軽減措置として、境界層に該当し定率負担額０円で利用されていた方が介護保険制度の適用を受けることになった場合に、利用者負担の軽減措置を講じている市町村に対する補助（障がい者訪問介護利用者支援措置事業）を実施しています。

○また、平成 30 年４月１日から高齢障がい者の利用者負担軽減制度が始まり、支給決定等の事務手続きについて、国が示した「高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給認定について」を市町村に通知しております。

（回答部局課名）　福祉部　高齢介護室　介護支援課

（要望項目）

57. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第７条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿った選択と自己決定での利用ができるように選択制を導入してください。

①　要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切ることは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。

（回答）

○国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。

○また、新たに令和５年６月 30 日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。

○府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助

言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。
（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課
福祉部　高齢介護室　介護支援課

（要望項目）
57. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿った選択と自己決定での利用ができるように選択制を導入してください。
② 介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分 6・要介護度 5」の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。
（回答）
○府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。
（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課
福祉部　高齢介護室　介護支援課

（要望項目）
57. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿った選択と自己決定での利用ができるように選択制を導入してください。
③ 市町村において、介護保険「移行ありき」の勧奨、障害福祉サービスの打ち切りを前提、サービスの上乗せを交換条件とするような勧奨をすることのないようにしてください。
（回答）
○令和５年６月 30 日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、」申請に係る障害福祉サービスについて介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合等については「介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと」とされています。
○府においては、従前より国適用関係通知等を踏まえ、障がい福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、６５歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うほか、障がい福祉サービス利用者に対し個々の状況に応じ介護保険制度との併給が可能な旨を適切に周知するなどの配慮にも努めるよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。
（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課
福祉部　高齢介護室　介護支援課

（要望項目）

59. 盲導犬ユーザーに対する補助を行ってください。大阪府が定めている「補助犬育成事業」での盲導犬貸与事項を改めて、盲導犬にかかる医療費若しくは飼育費（エサ代）などに対して補助を行ってください。年間10万円以上の自己負担をしており、生活していく上で負担になっています。

（回答）

○　府では、身体障がい者の自立と社会参加を促進するために、身体障害者補助犬育成促進事業（地域生活支援促進事業）国庫を活用し、大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供事業を実施しています。

○　身体障がい者補助犬法により、補助犬の衛生の確保が補助犬使用者に義務付けられておることから、本府事業の対象者については、補助犬の使用、飼育、衛生の確保等について、適切に管理するとともに、それに関わる一切の費用を負担できる者であることを要件としております。

○　現在、府では年4頭の予算を確保し、提供を行っていますが、多数の応募をいただいており、希望者すべてに提供できない年も多い状況です。

○補助犬に係る医療費や飼育費の負担軽減についてはご要望として受け止めておりますが、独自の補助制度を設けることは難しい状況です。

○ 今後も、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を進めてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　自立支援課

（要望項目）

60. 障害者の社会参加と余暇活動を拡充してください。学校卒業後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に、文化活動・スポーツ活動・芸術活動などへ自主的に参加できるよう、身近な地域で気軽に利用できる活動拠点や居場所を確保してください。

（回答）

○府では、大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や、稲スポーツセンターを運営し、障がいのある方々等を対象とした、各種スポーツ・文化教室などを行ってきたところです。

○また、障がいのある方々の文化・芸術活動に関し、ビッグ・アイを拠点とした活動を行っています。今後も府内障がい者スポーツ・文化芸術の促進を図ってまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　自立支援課

（要望項目）

61. 手話施策推進法の定めるところに従い、デフスポーツの普及発展を図ってください。

① デフアスリートへの支援、競技環境の向上をはかり、もって、デフアスリートやデフアスリートを目指す者の可能性を広げることによりデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください。

（回答）

○府では、大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や稲スポーツセンターを運営し、府内各地域における障がい者スポーツに係る活動等を幅広く支援するなど、デフスポーツを含む障がい者スポーツの普及・振興に取り組んでおります。

○また、大会や各種事業の実施等を通じて、競技に参加する機会の確保や競技環境の充実に努めております。

○デフスポーツをはじめ障がい者スポーツについて、今後とも多くの方に知っていただけるよう、引き続き普及・啓発に努めるとともに、障がいのある方がスポーツに親しみ、継続して競技に取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　自立支援課

（要望項目）

63. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備を行ってください。

①バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、少なくとも年に 1 回、完全無人化・時間帯無人化・改札無人化の駅と無人時間帯などの情報を収集して公表してください。また、無人化による具体的な困りごとを大阪府として把握し、その解決にむけて事業者への働きかけを行うとともに、大阪府としてなんらかの施策を講じるよう検討を行ってください。

②府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分なためきこえない人・きこえにくい人は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。また、多くの視力障害者・肢体障害者は、タッチパネルによる装置に対応できません。駅の券売機をタッチパネル式のみとするのではなく、点字表記付のボタン式券売機を少なくとも1台以上残すように働きかけてください。

⑥大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化し、スロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、そのことによって駅員や車掌が削減され安全面で不安なところがある。安心して駅を利用できるように（ホームでの転落事故や電車とホームの段差での車いすの転倒事故があっても、駅員が対応できるように）、府としても働きかけてください。

（回答）

①　府内の鉄道駅における駅員の配置状況については、防犯上の理由等やむを得ない場合を除き、鉄道事業者のホームページに掲載されているところであり、府のホームページからも確認できるよう鉄道事業者のホームページへのリンクを設定したところです。引き続き、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、国や鉄道事業者と共有を行ってまいります。また、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき配置されている広域支援相談員が対応した公共交通機関に関する相談事例については、府ホームページにその概要を公表しております。

②　鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、国土交通省の「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重することとなっており、本府としては、ガイドライン記載の取組について、鉄道事業者に対し個別にヒアリングを実施し、状況の把握に努めているところです。引き続き、ガイドラインに十分に留意しつつ、駅の利用状況や、障がい者団体など当事者の声を踏まえ、駅の券売機をタッチパネル式のみとするのではなく点字表記付のボタン式券売機を残すなど、適切に対応するよう働きかけを行ってまいります。

⑥　大阪メトロをはじめとする鉄道事業者においては、駅ホームでの安全対策や駅構内の案内業務等について、駅構内防犯カメラの設置や、係員呼出インターホンによる遠隔案内システムの導入拡大などの取組が進められているところです。本府としても、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示すとともに、やむを得ず駅員が削減される場合であっても、これらの取組が適切に進められ、利用者の安全性・利便性が確保されるよう、あらゆる機会を通じて、鉄道事業者に対して働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課
都市整備部　交通戦略室　交通計画課
都市整備部　住宅建築局　建築環境課

（要望項目）

66. ろう防災士の増加方策を講じてください。発災時はもとより平常時においてもろう者のニーズを的確に把握するには手話言語による十分なコミュニケーションが必要不可欠で、ろう者当事者防災士による対応が必要となります。大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、ろう防災士を増やすため、抽選の際は当該講座に本邦人口に占めるろう者人口の割合を考慮したろう者枠を設けてください。

（回答）

○地域貢献活動として防災士養成講座を主催する大阪公立大学と、地域防災力の向上をめざす大阪府が連携し、府内に在住・在勤・在学の方を受講対象者として防災士養成講座を開催しているところです。（和歌山大学については、令和７年度で防災士養成講座が終了しましたが、その他実施機関の新規開拓を行っているところ。）同講座の実施主体は大学であり、広く一般に募集し、申込者が定員を上回る際は、抽選にて受講者を決定していることから、府としてろう者枠を設けることは困難と考えております。

（回答部局課名）　危機管理室　防災企画課

（要望項目）

67. 緊急災害時に支援団体としての当事者団体（とりわけ聴覚障害者団体など）との間で協定を締結することで名簿を提供し、当事者による戸別訪問が実現するよう基礎自治体に働きかけてください。

（回答）

○災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、市町村において避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得た上で、平時より支援関係者において名簿を共有しています。

　また、これらの避難行動要支援者が発災直後に安全な場所に避難できるよう「個別避難計画」の作成が進められています。この計画には、要支援者ごとの個々の状況に応じ、具体的な避難経路や避難先、避難支援者など障がい特性や必要な配慮が盛り込まれており、この計画の作成を推進していくことが重要です。

○個別避難計画の作成を通じた実効性のある避難支援のため、府としては、府内の好事例を紹介する研修会の開催や、市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイドの作成などを通じて、市町村における個別避難計画の策定を支援しており、引き続き計画策定の促進に取り組んでまいります。

（回答部局課名）　理室　防災企画課
　　福祉部　福祉総務課

（要望項目）

69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

①　医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

（回答）

○重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。

○重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、１医療機関等あたりの負担額を１日５００円以内に抑えるとともに、月額上限額を３，０００円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）
69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
② 院外調剤の自己負担を撤廃してください。
（回答）
○持続可能性の確保の観点から、重度障がい者医療における院外調剤について、一定の自己負担は必要だと考えております。
○一方、１医療機関等あたりの負担額を１日５００円以内に抑えるとともに、月額上限額を３，０００円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。
○今後とも、当該助成制度により、重度障がい者に対する医療のセーフティネットとしての役割を果たしてまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）
69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
（回答）
○ 平成 30 年４月に、老人医療と障がい者医療を整理・統合し、重度障がい者医療費助成制度として再構築を行いましたが、これは、当該助成制度を持続可能なものとするため、対象者・給付の範囲を重度の障がいとしたものです。今後は、当該再構築にかかる検証を行ってまいります。
○ また、障がい者に対するさらなる支援については、自治体の医療費助成だけでなく、国の社会保障施策全体で検討すべきものと考えています。国における医療費助成制度の制度化を毎年国に要望しており、今後もあらゆる機会を通じて国に要望してまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）
69. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。2018 年 4 月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。
（回答）
○福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しているところです。
○一方で、国の制度が創設されるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。
○平成３０年度、持続可能な制度として再構築しましたが、定期的に市町村からデータを収集して集計しており、それらのデータをもとに、再構築にかかる検証を行っております。
○引き続き、必要な情報の収集に努め、制度の再構築にかかる検証を行ってまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）

73. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院他在宅医療も含む）する際、手話言語でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

③ 各医療機関と市町村が連携して、ろう者の入・通院（在宅医療も含む）に際して24時間365日市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

（回答）

○手話通訳者の派遣等の意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第 77 条において、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられております。

○なお、入院時の意思疎通支援については、平成 28 年 6 月 28 日付け障企発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」（以下「国通知」という。）において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、市町村に対して周知を行っているところです。

○府においては、市町村に対し従前より国通知の周知等を行っておりますが、引き続き実施してまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 自立支援課（下線部について回答）

（要望項目）

89. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。

（回答）

○公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定により投票所への移動が困難な視覚障がい者が在宅郵便投票を行うことは可能であるものの、これを点字によってすることは認められておりません。

○当委員会としましては、視覚障がい者の参政権の保障の観点から、郵便等による不在者投票について点字投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて総務省に対して、今後も引き続き要望してまいります。

（回答部局室課名） 選挙管理委員会事務局

（要望項目）

90. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

①点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。

（回答）

○公職選挙法においては、選挙公報を点字、拡大文字又は音声で発行する旨の規定はありませんが、当委員会としましては、視覚に障がいのある選挙人に対して、候補者等の政見を知る機会を確保することが必要であるとの観点から、これまでも都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し法令改正の要望を行っています。

（回答部局室課名） 選挙管理委員会事務局